

はじめに

外傷性脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの高次脳機能障害を伴う人々の自立と社会参加に向けた取り組みでは包括的な医療・福祉サービスが必要とされる。しかし、これは未だ医学的にも不明の領域を含む挑戦の課題である。

平成13年度から5年間にわたって実施された高次脳機能障害者支援モデル事業では、全国12地域の地方支援拠点機関等と国立身体障害者リハビリテーションセンターが参加して、医学的リハビリテーションや生活訓練、就労・就学支援など社会参加支援のためのプログラムが開発され、それらの一定の有用性が実証された。この成果は、モデル事業に参加した支援拠点機関等においては支援サービス提供に生かされ、今後は全国で高次脳機能障害者に対する支援体制が整備されることが必要とされている。そのためには、モデル事業の成果を医療・福祉関係者、さらには就労関係者に普及をはかり、高次脳機能障害についての専門知識を有する人材を育成することが急務である。

高次脳機能障害者支援の手引きは、モデル事業地方支援拠点機関等連絡協議会の専門委員班によりまとめられた診断基準ガイドラインをはじめ、標準的訓練プログラムおよび標準的社会復帰・生活・介護支援プログラムについて解説したものである。

高次脳機能障害という言葉は広義には精神機能障害とほぼ同様のものを意味し、心理学用語である認知障害も類似の障害を対象とする。精神機能に関する科学的取り組みが多面的に展開する過程で、わが国では高次脳機能という用語が普及した。障害者のリハビリテーションでは医療職を始め、心理、社会福祉などの多職種、さらには障害者本人や家族およびその周辺の人々が関与して包括的、総合的に取り組まれる必要がある。しかし、高次脳機能障害者のリハビリテーションの取り組みは各領域で断片的に進んできたものの、包括的アプローチは立ち遅れていた。そこで、多数の領域の人々が共通の課題に取り組むために、はじめに共通言語としての高次脳機能障害の操作的定義と診断基準の作成が求められた。そのことによりモデル事業の対象者が明確にされ、訓練から社会参加支援までのさまざまなプログラムが開発されてきた。

高次脳機能障害は精神やこころの障害であり、その人の適切な社会行動を困難にすることから、当人だけでなく家族や周囲の人々も困惑させる。関わりようによっては混乱が拡大し、孤立や隔離といった対応に陥りやすい。障害の全貌を理解することは容易ではないが、関わる可能性のある多くの人々が障害に関する適切な知識を持つことで、行動の不可解さに由来する不安を緩和することができる。個々には重症度も障害の現れ方も異なり、家庭での自立した生活、さらには就労など社会参加の拡大を支援する技術の開発には未だ数多くの課題が残されている。

この手引書が、高次脳機能障害者の自立支援に関わろうとする多くの人々に役立ち、そして各地での実践を通してよりよいガイドブックへと成長することを期待している。

平成18年7月

国立身体障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所
所長 江藤文夫